

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年10月24日（令和5年（行個）諮問第249号及び同第250号）

答申日：令和6年10月25日（令和6年度（行個）答申第104号及び同第105号）

事件名：本人の夫の労災事故に係る遺族補償年金支給請求書等の一部開示決定に関する件

本人の夫の労災事故に係る葬祭料請求書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1及び2に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年6月12日付け愛労補発05003第667号及び同第668号により愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書（原処分共通の記載）

真実が知りたくて開示請求をお願いしました。それなのに本当に知りたい所が全部黒塗りで、何が書いてあるのか分からない、会社側もそれだと何も対処出来ないとの事で困っています。夫を亡くしたのに、真実が知れないのはとても辛いです。何が起こったか理由が知りたいです。よろしくお願い致します。

##### (2) 意見書1及び意見書2（共通の記載）

この結果に納得がいきません。

個人情報が守られるのも分かりませんが、色々なニュースを見ていると

被害者の情報はすぐに出て、加害者の情報は詳しく出ない、何故？  
そんな個人情報はいらないと思います。  
真実を明かされない事で加害者に対して処罰を下す事が出来ない。  
加害者もその事で自分がパワハラをした事について気付いていないかもしれない。  
気付かないことによってまた繰り返す。  
明かされない事で亡夫の会社で今もまだパワハラで苦しんでいる人がいるかもしれない。  
また同じように被害者が出るかもしれない。  
それでもまだ結果を教えるはくれないのですか？  
こんな社会ではパワハラやいじめは無くならない、被害者だけが苦しんで加害者は野放し。  
こんな世の中はおかしいと思います。  
連日いじめやパワハラで命を落とす人のニュースを見てはとても気持ちが落ち込みます。  
こんな事を繰り返す世の中でいいのか。  
亡夫は遺書にも真実を明かす事はありませんでした、とても優しい人でした。  
そんな夫に本当真実が知らされなかった事、今生きている事がとても申し訳ない。  
子供にも何故お父さんが亡くなったのか有耶無耶にされては本当の事を教えてあげられない。  
こんな世の中だとこれから先も何も変わらないと思います。  
ただ真実が知りたいだけなのに、どうしてこんなに時間がかかって何も知らされないのか。  
本当の事が知りたいだけなのです。私達遺族はとても苦しんでいます。よろしくお願い致します。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和5年4月25日付け（同月27日受付）で、処分庁に対し、法76条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報の各開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和5年7月18日付け（同月24日受付）で本件各審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

- (1) 原処分1に対する審査請求については、同処分において不開示とした部分のうち一部（別表の欄外（注）3に掲げる部分）を新たに開示し、

その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

- (2) 原処分2に対する審査請求については、同処分は妥当であるから、棄却すべきである。

### 3 理由

- (1) 本件対象保有個人情報の特定について（略）

- (2) 本件対象保有個人情報1の不開示情報該当性について

#### ア 法78条1項2号該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報1のうち、文書番号1の②、2の④、4の①、5の②、8の①及び9の③の不開示部分は、審査請求人以外の氏名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報1のうち、文書番号2の②、4の②及び6の①の不開示部分は、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報1のうち、文書番号2の③及び5の①の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容である。これらの情報が開示された場合には、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

#### イ 法78条1項3号イ及びロ該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報1のうち、文書番号5の③の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法78条1項3号イに該当するため、不開示を維持すること

が妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報 1 のうち、文書番号 1 の①、1 の③、2 の①、5 の④、8 の②及び 9 の①の不開示部分は、特定法人の組織に関する情報であり、当該法人が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報を開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 78 条 1 項 3 号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報 1 のうち、文書番号 9 の②及び 10 の①の不開示部分は、特定法人が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、その内容を開示しないと条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないとされているものであることから、法 78 条 1 項 3 号ロに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

ウ 法 78 条 1 項 7 号柱書き該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報 1 のうち、文書番号 2 の②、4 の②及び 6 の①は、特定監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握 認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、法人側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報 1 のうち、文書番号 2 の③及び 5 の①の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（ウ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、医師が審査請求人

等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することをちゅうちょし、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、当該情報は、開示することにより、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条1項7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報1のうち、文書番号1の③、5の④及び8の②の不開示部分は、特定法人の組織等に関する情報であり、当該法人が一般に公にしている内部情報である。これらの情報を開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとされているものであることは、上記イ（イ）で既に述べたところである。

加えて、当該不開示部分に係る情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該法人に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、これらの情報を開示とした場合には、このことを知った法人だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は、開示することにより監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条1項7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(エ) 別表に記載した本件対象保有個人情報1のうち、文書番号9の②及び10の①の不開示部分は、特定法人において一般に公にしている内部情報であり、行政機関の要請を受けて、その内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることは、上記イ（ウ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合には、このことを知った当該法人だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は、開示することにより監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条1項7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(3) 本件対象保有個人情報2の不開示情報該当性について

○ 法78条1項3号イ該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報2のうち、文書番号1の①の不開示部分は、特定法人の組織に関する情報であり、当該法人が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報を開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法78条1項3号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

4 結論

以上のとおり、原処分1に対する審査請求については、同処分において不開示とした部分のうち、別表の欄外（注）3に掲げる部分を新たに開示し、同表の3欄に掲げる部分は、不開示を維持することが妥当であり、原処分2に対する審査請求については、同処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年10月24日 諮問の受理（令和5年（行個）諮問第249号及び同第250号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年11月13日 審議（同上）
- ④ 同年12月20日 審査請求人から意見書1及び意見書2を收受（同上）
- ⑤ 令和6年10月10日 本件対象保有個人情報の見分及び審議（同上）
- ⑥ 同月18日 令和5年（行個）諮問第249号及び同第250号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法78条1項2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を開示することとするが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

ア 通番4及び通番17の別表の5欄に掲げる部分

当該部分は、調査復命書及び事業場提出資料に記載された、特定事業場の組織のうち、審査請求人の夫（以下「特定個人」という。）が勤務していた特定工場の全労働者数である。

本件対象保有個人情報記録された文書によれば、当該部分は、特定事業場が公にしている資料に記載された数値又はこれと同じ数値であると認められ、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項3号イに該当せず、開示すべきである。

イ 通番5及び通番9の別表の5欄に掲げる部分

当該部分は、調査復命書及び特定専門部会意見書に記載又は引用された特定監督署の調査結果の一部であり、(i) 原処分において開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であるか、又は、(ii) 特定個人の所属部署の業務の繁閑状況に関する事実を述べた部分であるにすぎないものと認められる。

当該部分のうち、上記(i)は、仮に審査請求人以外の個人に関する情報に該当するとしても、法78条1項2号ただし書イに該当する。また、上記(ii)には、審査請求人以外の個人に関する情報が含まれているとは認められない。

当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番6及び通番10の別表の5欄に掲げる部分

当該部分は、調査復命書及び医師意見書に記載された主治医の意見の一部である。

当該部分は、医師の氏名と併せると、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番11の別表の5欄に掲げる部分

当該部分は、医師意見書に記載された主治医の署名及び印影であり、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法78条1項2号ただし書該当性について検討する。

本件の遺族補償年金支給請求書の内容について確認、補足等を求めるための医師意見書については、本件の災害の状況からすると、死体検案書を作成した医師が記載することが相応であると考えられ、本件の医師意見書に記載されている医師の署名及び印影は、当該請求書に添付された死体検案書に記載されたものと同じものであると認められる。

個人の署名及び印影については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行はないとすることが通例であるが、上記の理由から、当該医師の署名及び印影は審査請求人が知り得る情報であり、法78条1項2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当せず、開示すべきである。

オ 通番13及び通番16の別表の5欄に掲げる部分

当該部分のうち、通番13は、特定監督署の求めに応じて特定の健康保険組合から提出された、特定個人の保険診療に関する情報の一部であるが、診療報酬明細書から得られる情報であり、特定個人の遺族である審査請求人が知り得る情報であると認められる。

また、当該部分のうち、通番16は、特定事業場から特定監督署に宛てた本件労災申請に関する資料送付状の記載の一部であるが、原処分において開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、これを開示しても、当該健康保険組合又は当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法78条1項2号該当性について

通番2、通番7、通番8、通番11、通番15及び通番19の不開



示部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）

当該部分は、特定事業場から特定監督署に宛てた本件労災申請に関する文書、調査復命書、特定専門部会意見書、特定健康保険組合から特定監督署に宛てた資料送付状及び特定個人の所属部署の組織表に記載された、当該事業場又は当該健康保険組合の職員の職氏名及び印影、並びに地方労災医員の署名であり、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

法78条1項2号ただし書該当性について検討する。

個人の署名及び印影については、審査請求人がその氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。

また、地方労災医員の氏名については、その職務遂行に係る情報として、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、その署名まで開示する慣行があるとは認められない。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、法78条1号2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法78条1項2号及び7号柱書き該当性について

（ア）通番5，通番6，通番9，通番10及び通番14（①-1）の不開示部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）

当該部分は調査復命書、特定専門部会意見書、医師意見書、聴取書等に記載又は引用された、監督署の担当官が被聴取者から聴取した内容及び医師の意見の一部であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者等からの批判等を恐れ、被聴取者及び医師が自身の認識している事実関係等について率直な申述や意見を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、同項2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番14 (①-2) の不開示部分

当該部分は、聴取書等に記載された被聴取者の氏名、住所、職業、生年月日、年齢、所属及び電話番号であり、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。当該部分は審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であり、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、同項7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法78条1項3号イ該当性について

(ア) 通番1、通番17及び通番21の不開示部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）

当該部分は、遺族補償年金の支払決議書に記載された特定事業場全体の常時使用労働者数及び事業場提出資料に記載された特定個人が勤務していた特定工場の部署別・雇用形態別等の詳細な区分の労働者数であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番12の不開示部分

当該部分は、特定健康保険組合の提出資料に押印された同健康保険組合の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。

当該部分は、これを開示すると、当該健康保険組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法78条1項3号イ及び7号柱書き該当性について

通番3及び通番16の不開示部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）は、特定事業場から特定監督署に宛てた本件労災申請に関する

文書又は資料送付状に記載された、同事業場の見解や資料に関する情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係事業者等の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務に関して正確な事実関係の把握が困難になり、同機関が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、同項3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。  
オ 法78条1項3号ロ及び7号柱書き該当性について

通番18及び通番20の不開示部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）は、事業場提出資料の一部であり、特定個人が勤務していた特定工場の詳細な組織図、役職別・担当別に詳細に区分された各業務内容、安全衛生管理体制等に関する資料であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記エと同様の理由により、法78条1項7号柱書きに該当し、同項3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同項2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同項3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

## 別紙

- 1 特定個人が令和4年特定日に被災した労災事故に関し、特定労働基準監督署へ提出した遺族補償年金支給請求書，調査復命書及び添付書類一式（決議書含む）
- 2 特定個人が令和4年特定日に被災した労災事故に関し、特定労働基準監督署へ提出した葬祭料請求書，調査復命書及び添付書類一式（決議書含む）復命書等重複しているものを除く。

別表 不開示情報該当性

1 区分	2 文書番号及び文書名		3 不開示維持部分		4 通番	5 3 欄のうち開示すべき部分
			該当部分	法 7 8 条 1 項各号 該当性		
諮問第 249 号 本件対象保有個人情報 1	1	請求書等資料一式	① 1 頁労働者数	3 号イ	1	—
			② 1 3 頁氏名・印影	2 号	2	—
			③ 1 3 頁不開示部分 (②を除く。)	3 号イ, 7 号柱書き	3	—
	2	調査復命書等	① 1 頁労働者数	3 号イ	4	全て
			② 1 頁, 3 頁, 4 頁, 6 頁, 8 頁ないし 1 3 頁, 1 5 頁, 1 6 頁聴取内容	2 号, 7 号柱書き	5	1 頁全て, 3 頁の類型「③」に関する枠内のうち, 3 行目 2 0 文字目ないし 6 行目, 4 頁枠内の記載のうち, 1 7 行目, 1 8 行目, 1 2 頁「認定事実」欄の全て, 1 5 頁の項番 2 の①の 4 行目 1 5 文字目ないし 7 行目, 1 6 頁の項番 2 の②の 2 0 行目, 2 1 行目
			③ 1 4 頁医師の意見	2 号, 7 号柱書き	6	項番 2 の全て
			④ 1 8 頁氏名	2 号	7	—
	4	特定専門部会意見書等	① 1 頁署名	2 号	8	—
			② 2 頁, 3 頁聴取内容	2 号, 7 号柱書き	9	2 頁 2 3 行目 2 4 文字目ないし 3 頁 1 行目, 3 頁 2 3 行目, 2 4 行目
	5	医師意見書等	① 1 頁医師の意見	2 号, 7 号柱書き	1 0	項番の 2 の全て
② 2 頁署名・印影			2 号	1 1	2 頁署名・印影	

			影, 9頁氏名				
			③ 10頁法人の印影	3号イ	12	—	
			④ 10頁医療機関コード欄, 診療実日数欄, 療養給付決定点数欄, 11頁不開示部分	3号イ, 7号柱書き	13	全て	
	6	聴取書等	① - 1 7頁ないし12頁, 16頁ないし31頁聴取内容(下記①-2を除く。) ①-2 被聴取者の氏名, 住所, 職業, 生年月日, 年齢, 所属, 電話	2号, 7号柱書き	14	—	
	8	事業場提出資料①	① 1頁, 13頁, 14頁氏名・印影	2号	15	—	
			② 1頁6行目ないし最終行, 13頁及び14頁(①を除く。)不開示部分	3号イ, 7号柱書き	16	13頁1行目ないし4行目, 6行目, 7行目, 8行目32文字目ないし19行目17文字目, 25行目ないし27行目, 30行目ないし34行目, 受付印, 14頁3行目, 4行目, 7行目, 9行目, 10行目	
	9	事業場提出資料②	① 6頁, 12頁労働者数	3号イ	17	6頁全て, 12頁の表の合計欄の交点1箇所(全労働者数を示す数値)	
			② 10頁, 44頁ないし47頁不開示部分	3号ロ, 7号柱書き	18	—	
			③ 11頁氏名	2号	19	—	
	10	事業場提出資料③	① 10頁ないし34頁, 164頁不開示部分	3号ロ, 7号柱書き	20	—	
諮問	本件	1	請求書等	① 1頁労働者数	3号イ	21	—

第 2 5 0 号	対 象 保 有 個 人 情 報 2					
-----------------------	---	--	--	--	--	--

- (注) 1 3 欄の「該当部分」欄の記載は，当審査会事務局において整理した。
- 2 本件対象保有個人情報 1 のうち，原処分 1 において全部開示された以下の文書を含まない。
- (1) 文書 3 「遺族補償給付請求書等」
  - (2) 文書 7 「請求人提出資料」
- 3 本件対象保有個人情報 1 のうち，諮問庁が新たに開示することとしている以下の部分を含まない。
- (1) 文書 2 の 7 頁不開示部分
  - (2) 文書 5 の 1 0 頁不開示部分（同文書の③，④を除く。）
  - (3) 文書 1 0 の 1 6 5 頁ないし 1 6 9 頁不開示部分